

第1問(1)

1 人が行ったビデオ撮影は令状なく行われているところ、これが「強制の処分」(刑事訴訟法(以下法名略)197条)違反(犯人)にあたるのではないか令状主義(憲法35条、218条(例))に反し違法となる。そこで「強制の処分」の意義が問題となる。

(1) 「強制の処分」は強制処分法定主義及び令状主義といふ厳格な規律の限界ものであるか、かかる厳格な規律を存するに見合って、質的に重要な権利利益を侵害する処分に限定されるべきである。

ここで、「強制の処分」とは相手方の意思に反し、その重要な権利利益を実質的に侵害する処分といふと考へる。

(2) ア 住居の玄関ドア附近でビデオ撮影を行った者は、相手方の同意を得ずにこれでいいのか、かつて相手方の黙示の意思に反する。

イ 本件のビデオ撮影により侵害される権利利益としてはの同室に出入りしていることについての、出入りしている者のプライバシー、②玄関ドアが開いて際に映り込むドア内部に対する住居権者のプライバシーが規定される。一定の場所に立ち入ること自体を見られ、把握されることがないというプライバシーの要保護性は射程外となり得る。されば、この高さ、もとよりはいえまい。また、その人物の行動全体を把握するものではなく、一定の場所という限定的な場所での立ち入りを監視するものにすぎないから、権利制約の相反はない。したがって、①に限っては重要な権利利益とはいえず、これを実質的に侵害するとはいえない。

②について、住居内の住居権者のプライバシー要保護性は高く、重要な権利利益といえるものの、ドア開閉時には外から多大な内部の様子が見えるものであり、見える時間もわずかであるが実質的に侵害するものにはいえない。したがって、②においては重要な権利利益とはいえないとして、これに対する実質的な侵害はない。

③ より、人が行ったビデオ撮影は強制の処分にはあたらない。

2 「強制の処分」にあたらない場合であっても、搜査比類の原則から(197条(原本文))、任意処分として適法といえる以下、必要性と被侵害利益を衡量してうえで、具体的な状況下で相当といえることを要するところである。人が行ってビデオ撮影が任意処分として適法か以下検討する。

(1) ア 本件は特殊告訴事件であり、集団で200万円をだまし取るという悪性の高い重大事件といえる。そして、共犯者の一人であるXの供述が甲ランジョンの5月25日505号室で欺罔電話をかけていたところ、同室に作成グループのメンバーが頻繁に出入りしていることが情報が得られたところから、同室に頻繁に出入りする者が作成グループのメンバーである疑いが強いといえ、そのため、これらの人間の身元を割り出す目的でビデオ撮影を行う必要性は不要い。

イ 一方、確かに望遠ビデオカメラで2台設置し、1ヶ月間の間24時間体制でビデオ撮影することとは、これが記録として固定化される点で上記の②の利益はある程度侵害されるといえよ。そこで1ヶ月、裏でまとめて訪問して者と頻繁に会話する作成グループとの疑いが強いメンバーを区別するためには、24時間体制で一定期間撮影を継続する必要があり、望遠のビデオカメラで用いてこその上級にて不法行為はご相手の侵害の生じやすくなることはない。

ウ したがって、上記の理由の本件の具体的状況下では、本件ビデオ撮影は上記具体的状況下で相手といえる。

(2) より、人が行ったビデオ撮影は任意処分として適法である。

第1問(2)

1 人が行つて会話録音の適法性についても、上記と同様の基準で「強制の処分」にあたるか、あたらないかでれば任意処分として適法か検討する。

2 (1) ア 会話の内容を同様に録音することは相手方の意思に反するといえ。

イ 一方、外出ハイランダの会話は、室内での会話とは異なり、近隣住民の耳に入るものであるから、そのプライバシーの要保護性は高くない。また、本件会話録音において、音を伝達する方法で通常であれば聞こえない会話を録音するといふものではなく、上の階ハイランダから通常聞こえない声を録音することは、このように録音してみると、アラバートの利益が重要とはいえない人間、重要な権利利益を実質的に侵害するものとはいえない。

1 ウ よって、強制の如きは、口にあたらない。

2 ~~口にあたるとして適法な分問題とする~~

3 1段

4 P.A.B.Cは上述Xの供述や505号主にA.B.Cの3名が筆においていて、~~この事実がS.A.B.Cが本~~
5 件類似の特種不法事件と、重々事件に附隨している疑いがあるが、これらの者がペラニアでの談笑中、事
6 件に関する発言、会話をする可能性があり、そこで証拠化する必要性が高い。

7 1) したがって、会話を録音する必要性はない。

8 一方、A.B.Cの会話は4人掛けのペラニアの中なものであり、ペラニアの要件満足性は低いといふうち、
9 詐欺に附隨する会話を中心に、(1)は20万回一限で録音しておこうが、その見様は相当であり、被侵害
10 収益も大きいとはいえない。

11 したがって、被侵害利益に比して必要性又は、上記具体的な状況の下で録音は相宜といふ。

12 (2) したがって、人が行った会話を録音する行為について適法である。

13 第二回

14 1 本件捜査報告書が伝聞証拠(320条根)にあり、証拠能力を否定せよ。

15 (1) 伝聞証拠の取扱は、~~接続~~人の供述の知識、記憶、表現、交叉の過程で誤りが入り込み
16 やれども、交叉尋問等の~~Y~~この内者の真実性をすべて~~Y~~機会を放つ子忘れてはならない。
17 そこで、伝聞証拠とは、公判庭外の供述~~Y~~者と~~Y~~供述証拠~~Y~~が、要件事実との関係で内容の
18 真実性が問題となるのである。

19 2 本件捜査報告書の要件事実は、~~Y~~がXとの詐欺の共謀及び~~Y~~にて電話~~Y~~から事実を
20 告白したことから、~~Y~~の事実の存在を推認せる。犯行日は交わされたX-Y間のX-Yセシヨン
21 における内容を元王にていてます。このX-Yセシヨンは~~Y~~と~~Y~~の間で~~Y~~して電話~~Y~~
22 にて事実~~Y~~、内容の真実性は問題とすうがないが、伝聞証拠~~Y~~ではない。

23 一方、Xが「丁はY工人が電話で話した内容を完全に聞いています。」とのX-Yセシヨンは、内容が莫大で
24 ないかが、Yが丁をして電話~~Y~~で事実を~~Y~~正でないから、内容の真実性が問題となる。

25 したが、字真は機械的押印を行って作成された~~Y~~非供述証拠であるのが原則である
26 が、~~Y~~供述の正確な文字を撮影して字真はその供述と内容で~~Y~~供述証拠と同様に扱われる。
27 上記字真も接続X-Y間のX-Yセシヨンの内容である供述証拠と~~Y~~子ニヤゲマ。

28 また、Kの辯護説明部~~Y~~公判庭外の供述~~Y~~より上記要件事実との関係で内容の真実性が問題とな
29 る。

30 1) したがって、Xの27日のX-Yセシヨンの辯護説明部分は~~Y~~間の証拠にあたる。

31 2 さて、Xの27日のX-Yセシヨン X-Kは~~Y~~接続~~Y~~以外の供述~~Y~~である。321年1月23日が
32 伝聞証拠~~Y~~が正の~~Y~~子ニヤゲマ。

33 3 したがって、Y-XセシヨンとXの17日X-Yセシヨンの部分~~Y~~取扱うこととする。